

秋田県地方税滞納整理機構の設置期間について

令和3年11月24日
総務部

1 概要

- 令和4年度までとされている秋田県地方税滞納整理機構（以下、「機構」という。）の設置期間について、市町村における未納繰越額及び機構への滞納事案の処理依頼状況等を踏まえ、延長しないこととした。

2 これまでの経緯

- 機構は、平成19年の国から地方への税源移譲に伴い増加した未納繰越額の圧縮のため、個人県民税及び市町村税の滞納整理の推進による税込確保と、県職員と市町村職員が協働で滞納整理を行うことにより、市町村の徴収技術の一層の向上を図ることを目的として、平成22年度から3年間の暫定的な組織として設立された。
- その後、5年ずつ2回の期間延長を経て、現在の設置期間は令和4年度までとされている。

3 現状

- 市町村税の未納繰越額については、平成22年度の10,785百万円をピークに減少傾向が続いており、令和元年度はピーク時の2分の1以下の4,934百万円となっている。【参考 図1】
- 市町村からの処理依頼事案については、平成23年度の1,192件をピークに減少傾向が続いており、令和2年度は59件となっている。【参考 図2】
- 市町村からの派遣職員の勤務形態については、設立当初は全て常勤であったが、平成25年度に非常勤も可能としてからは、非常勤が主になっている。【参考 図3】
- 市町村が機構に求めることが、滞納整理の推進から滞納整理技術の向上（研修・人材育成）や困難事案等の相談対応へと変化してきている。

4 検討の経過

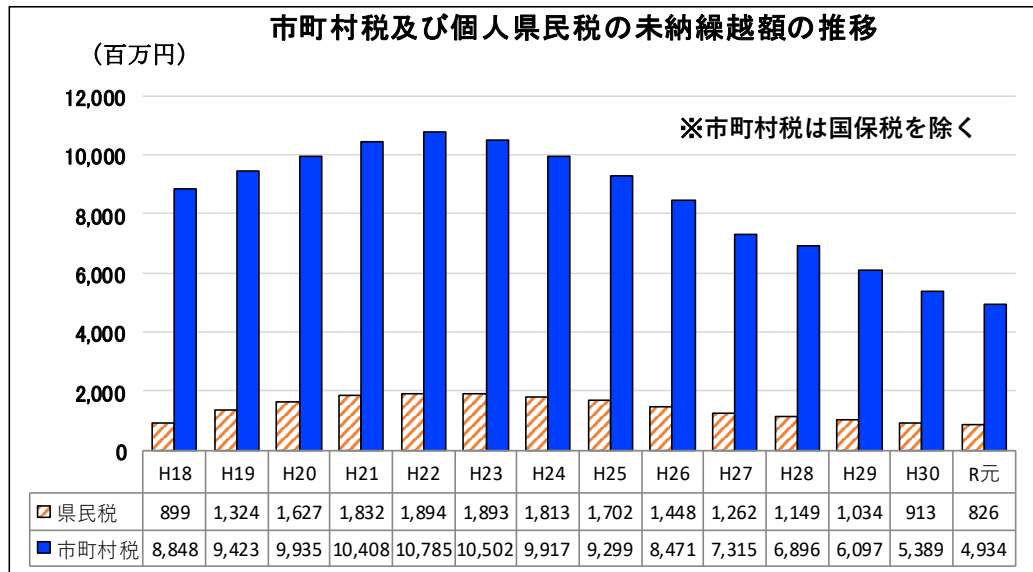
- 機構の今後のあり方について、令和2年度から5回にわたり「秋田県地方税滞納整理機構の今後のあり方に関する検討部会」（以下、「検討部会」という。）において検討した結果、設置期間の延長はしないという意見で一致した。
- 上記検討部会の検討結果について、県総務部長を委員長とし、各市町村税務主管部課長等を委員とする「秋田県地方税滞納整理機構運営委員会」に報告し、全市町村から承認を得た。

5 令和5年度以降に向けて

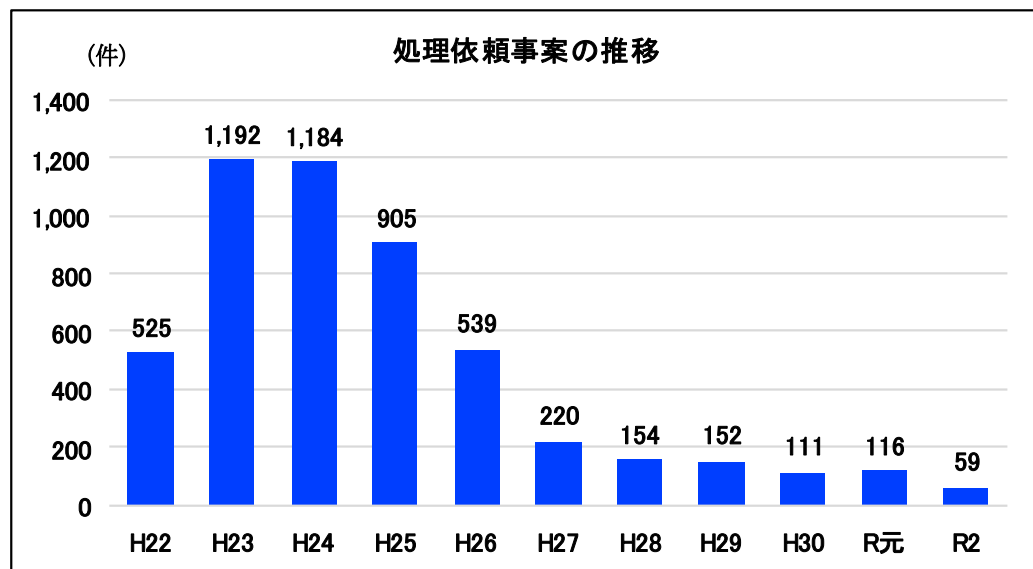
- 市町村からは県が実施する研修や相談対応の継続を望む意見が多いことから令和5年度以降の研修制度や、滞納処分における困難事案等の相談対応のあり方について検討していく。
- 滞納整理については、総合県税事務所との共同文書催告や合同滞納整理のほか、個人住民税の滞納事案は、地方税法第48条の規定に基づく、県による直接徴収制度の活用を検討していく。

【参考】

(図 1)



(図 2)



(図 3)

